

宮城県における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体)の取扱いについて

1 趣 旨

大規模災害時において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、宮城県内の建設企業が、県内外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、予定価格(税込)が3千万円以上(建築一式工事においては5千万円以上)で、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となるものを除く復旧・復興工事(土木一式工事、舗装工事、建築一式工事に限る。)のうち発注者が指定する工事とする。

3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録部門(土木一式工事、舗装工事、建築一式工事に限る。)に係る業種について、宮城県建設工事入札参加登録を受けていること。
- (2) 全ての構成員に、前項の業種(以下、登録業種という。)に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、契約額で4千万円未満(建築一式工事については8千万円未満)の場合は専任でなくても良いものとする。また、共同施工を行う場合であって、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が登録業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することができるものとする。

5 構成員の組合せ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、県内に本社又は本店を有し、登録する業種毎に等級別発注標準請負金額表に掲げる最上位等級(S等級)に格付けされている者とする。ただし、土木一式工事または建築一式工事は県内に本社または本店を有する第2位等級(A等級)も可とする。
- (2) 代表者以外の構成員については、登録する業種毎に代表者と同一の等級に格付けされている者とする。ただし、代表者が第2位等級(A等級)の場合の構成員は北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に本社または本店を有するものとする。また、構成員が3社の場合は、県内に本社又は本店を有する直近下位の等級(代表者がS等級の場合は構成員がA等級、代表者がA等級の場合は構成員がB等級)に格付けされている者1社を含むことができる。
- (3) 入札公告において東北・北海道地域限定の復旧・復興建設工事共同企業体の条件が付された場合に入札参加できる復旧・復興建設工事共同企業体は、代表者以外の構成員が、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に本社または本店を有する者のみとする。

6 結成方法

自主結成とする。

7 登録

(1) 一の企業が入札参加登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、三つまでとする。(特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体による登録の数は除く。)

また、同一の企業が、単体若しくは、経常建設共同企業体又は復旧・復興建設共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録は毎年度行うものとし、その有効期限は各年度末までとする。

8 出資割合

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

(1) 2社の場合30パーセント以上

(2) 3社の場合20パーセント以上

9 入札参加登録申請

復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請書(様式第1号)

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

10 業種追加の申請

既に復旧・復興建設工事共同企業体に登録のある者が、登録業種を追加しようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録業種追加申請書(様式第6号)

(2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

11 変更届

復旧・復興建設工事共同企業体登録者名簿の内容に変更が生じた場合は、建設工事入札参加登録に係る変更届の提出により兼ねることが出来る。

なお、変更届を提出する際に復旧・復興建設工事共同企業体に登録のあることを申し出ること。

12 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体標準協定書は、様式第2号に準じて作成しなければならない。

13 解散の時期

復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、解散届(様式第5号)を提出した場合は、入札参加登録を抹消するものとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散できないものとする。

14 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請け契約を締結できるものとする。

15 編成表等の提出

工事を施工する復旧・復興建設工事共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式第3号に準じ、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表及び出資の割合に関する協定書（様式第4号）を建設工事執行規則第2条第2号に規定する工事執行者に提出しなければならない。

16 その他

この運用の施行に関し必要な事項は、別に定める。

17 適用期間

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

この運用は、平成24年10月15日から施行する。

この運用は、平成26年4月25日から施行する。

この運用は、平成26年6月4日から施行する。

この運用は、平成30年3月9日から施行する。

この運用は、令和2年9月1日から施行する。

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

この運用は、令和4年9月1日から施行する。

この運用は、令和5年5月24日から施行する。